

## 長野県バドミントン協会

# 選手移籍規定

### — 教育的移籍基準 —

#### 本規定の目的

この規定は、勝利・選抜を目的とした大人の都合による移籍から子どもを守り、子どもが自らの意思で継続的なスポーツ活動に取り組める環境を保障することを目的とする。

小学生連盟・中体連の趣旨および日本スポーツ協会のガイドラインを踏まえ、長野県バドミントン協会として独自の教育的基準を定める。

制定：令和8年4月1日 長野県バドミントン協会 理事会

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本規定は、長野県バドミントン協会（以下「本協会」という）に登録する選手の所属チームの変更（以下「移籍」という）について必要な事項を定め、選手の健全な育成環境を守ることを目的とする。

### 第2条（基本理念）

移籍に関する規定は、以下の基本理念に基づき運用する。

#### ① 子どもの自己決定権の尊重

移籍はすべて選手本人の自由意思に基づくものでなければならない。大人の都合・勝利欲・経済的利益を動機とした移籍は認めない。

#### ② 継続性の保護

選手とチームの継続的な関係は、スポーツの教育的価値の根幹である。安易な移籍はこれを損なう。

③ 残された選手・チームへの配慮

移籍によって元チームに残る選手の活動環境を著しく損なう行為は禁止する。

④ 指導者の権限濫用の禁止

指導者は、選手を「勝利のための道具」として扱ってはならない。選手の意思に反した移籍の誘導・強制は、ハラスメントとして対処する。

### 第3条 (適用範囲)

本規定は、本協会に登録するすべての選手（小学生・中学生）および指導者・保護者に適用する。

### 第4条 (定義)

用語	定義
(1) 移籍	選手が現在の所属チームを離れ、他のチームに所属を変更すること
(2) 所属チーム	選手が日常的に練習・指導を受ける、本協会に正式登録されたチーム
(3) 登録期間	年度（4月1日～翌年3月31日）。この期間を移籍制限の単位とする
(4) 引き抜き	指導者・保護者・第三者が他チームの選手に移籍を勧誘・斡旋すること
(5) 大会目的移籍	大会出場・勝利を主な目的として大会直前に行われる移籍
(6) 意思確認書	選手本人が自らの意思で移籍を希望することを記した書面
(7) 登録と所属の区別	登録は大会出場のための年度更新手続きであり、所属チームの変更を意味しない。年度が変わっても所属は継続する
(8) 年度替わりの移籍	年度の切り替わり時期（3月末～4月初旬）に別チームへ登録することは移籍に該当し、本規定の審査対象となる
(9) 実質的な二重所属	休日のみ別チームで活動・試合参加すること、他チームを主たる練習環境として継続利用すること等は禁止する
(10) チームの選択	選手の登録は、平日・休日を問わず継続的に練習に参加しているチームで行うことを基本とする。休日のみ参加するチームへの登録は実質的な二重所属とみなし認めない。ただし、地理的・環境的事情がある場合は協会が個別に判断する
(11) 幽霊チーム	活動実態が確認できないチーム（名義上のみ存在するチーム）。協会はチーム登録時に練習場所・指導者・選手の活動実態を確認する
(12) 創設メンバー登録	前年度に登録歴のある選手が、保護者または元チーム関係者が新設したチームへ登録すること。移籍審査の対象となる
(13) 指導者の連れ移り	指導者が移籍した先のチームへ、当該指導者の元チームの選手が移籍すること。引き抜きとみなし原則として認めない

#### (14) 退団後の新規登録に関する取り扱い

前年度に長野県バドミントン協会または各連盟（日小連・中体連等）に登録歴のある選手が、年度内（4月1日～3月31日）に退団した後、翌年度に別のチームへ登録する場合も移籍に該当するものとして、本規定の審査対象とする。

退団の時期・理由を問わず、前年度と異なるチームへの登録は原則として移籍審査を経ることとする。正当な移籍事由（第6条）がある場合は審査の上、受理する。

##### 【適用される典型的なケース】

- ・ 3月中に「他の事情」を理由に退団し、4月から別チームへ新規登録する場合
- ・ 年度末直前に退団の申し出をし、新年度の登録を別チームで行う場合
- ・ 退団の時期と新チームへの話が一致している場合（移籍を目的とした退団と推定）

##### 【新規登録として受理されるケース】

- ・ 前年度に長野県バドミントン協会・各連盟への登録歴が全くない完全な新規入会者
- ・ 転居・チーム解散等の正当事由が確認され、移籍規定の審査を経て承認された場合

## 第2章 移籍の基本ルール

### 第5条（登録期間中の移籍禁止の原則）

選手の所属は年度単位で固定とし、登録期間中（4月1日～翌年3月31日）の移籍は原則として認めない。

（理由）年度途中の移籍を自由に認めた場合、大会直前の「選抜目的移籍」が横行し、チームへの所属意識・継続育成の価値が失われるため。

### 第6条（移籍が認められる事由）

以下の事由に該当する場合に限り、年度途中の移籍申請を受け付ける。

事由	具体的な条件・必要書類
① 転居	保護者の転居により、元チームへの通いが現実的に困難となった場合。転居証明書（住民票等）を添付すること。
② チーム解散	所属チームが公式に解散または活動休止した場合。チーム代表者による解散証明書を添付すること。
③ 指導体制の崩壊	主たる指導者の急病・死亡・離任等により継続的な指導が受けられなくなった場合。事実を証明する書類を添付すること。
④ 重大なハラスメント被害	在籍チームにおいて選手がハラスメント被害を受けており、継続在籍が困難と協会が認めた場合。協会への申告が前提。
⑤ 指導者・保護者間のトラブル	指導者と選手・保護者間の深刻なトラブルにより、当該チームでの継続的な活動が選手にとって著しく困難と協会が認めた場合。協会への相談・申告が前提。事実確認後、選手の意思を最優先として審査する。
⑥ 協会が認める特別事情	上記に準ずる事情で、協会審査機関が書面審査により正当と認めた場合。

**【本事由の趣旨と適用について】**

本事由は当初より、やむを得ない事情により①～⑤に該当しないが、選手の継続的なスポーツ活動のために移籍を認める必要がある場合を想定している。わかりやすく示すと以下の通りである。

**〈適用される場合の例〉**

以下の全てを満たす場合、審査の対象とすることができる。

- ア) 選手本人の自由意思によるものであること（保護者・指導者からの勧誘・誘導がないこと）
- イ) 移籍先の指導者が現在の指導者より上位のコーチ資格（コーチ3以上）を有していること
- ウ) 年度替わり（4月）の移籍であること（年度途中は原則不可）
- エ) 現チームへの退団手続きを正式に完了していること

**〈重要〉**

本事由は選手自身の競技力向上を目的とするものであり、チーム側からの勧誘・引き抜きを正当化するものではない。指導者・保護者が主導した移籍は本事由に該当しない。

## 第7条（移籍が認められない事由）

以下の事由による移籍申請は、理由の如何を問わず認めない。

**【移籍が認められない理由】**

- 「強いチームで大会に出たい」「全国大会を目指したい」等の競技上・勝利目的の理由
- 「練習が合わない」「人間関係が合わない」等の個人的な理由（ハラスメント被害を除く）
- 大会開催前後60日以内に申請された移籍（大会目的とみなす）
- 指導者・保護者・第三者からの勧誘・斡旋・圧力を動機とする移籍
- 元チームに残る選手の活動環境を著しく損なうことが予想される集団的移籍
- 前年度または前々年度に移籍を行った選手からの再移籍申請（特例事由を除く）

**【禁止事由A】 幽霊チーム・実態のないチームへの登録**

実態のないチーム（名義上のみのチーム・活動実績が確認できないチーム）への登録は認めない。協会は登録申請時に活動実態（練習場所・指導者・選手名簿）を確認し、実態が確認できないチームへの登録申請は受理しない。

**【禁止事由B】 保護者または元チーム関係者が新設したチームへの創設メンバー登録**

前年度に登録歴のある選手が、当該選手の保護者または元チームの指導者・関係者が新たに設立したチームへ「創設メンバー」として登録する場合は移籍審査の対象とする。チーム設立から1年以内は特に厳格に審査し、移籍の意図があると判断される場合は受理しない。

**【禁止事由E】 指導者の移籍に伴う選手の連れ移り**

指導者が他チームへ移籍・転籍した場合、当該指導者が在籍していたチームの選手が同一年度内または翌年度に当該指導者の新チームへ移籍することは、引き抜きとみなし原則として認めない。

い。ただし、当該選手に転居・ハラスメント被害等の独立した正当事由がある場合はこの限りでない。

## 第3章 子どもの意思確認（最重要条項）

### 第8条（子どもの意思確認の義務）

移籍申請において、選手本人の意思確認は最も重要な要素である。以下を必須とする。

**選手本人による「意思確認書」の自筆記入・署名が必須**

**※ 保護者・指導者のみの署名による申請は無効とする。**

#### （1）意思確認書に記載すること

- 移籍を希望する理由（本人の言葉で記入）
- 元チームへの感謝と今後の関係についての考え
- 新チームでの目標
- 保護者・指導者からの強制・誘導がなかったことの確認

#### （2）協会による本人面談（任意・必要に応じて）

協会審査機関は、必要と認める場合、選手本人への個別面談を実施できる。面談は保護者・指導者の同席なしで行うことができる。

（目的：子どもが保護者・指導者の意向を「自分の意思」として語っていないかを確認するため）

### 第9条（保護者・指導者の誓約）

移籍申請に際し、保護者および指導者は以下の事項を誓約する書面を提出しなければならない。

- 移籍の決定は選手本人の自由意思によるものであり、強制・誘導を行っていないこと
- 他チームに対する引き抜き行為を行っていないこと
- 移籍後も、元チームおよびその選手・指導者に対して誠実に接すること
- 虚偽の申告を行った場合、制裁を受けることに同意すること

## 第4章 引き抜き・勧誘行為の禁止

### 第10条（禁止行為）

以下の行為は、選手の自己決定権を侵害する「引き抜き行為」として本規定上の違反とし、ハラスメントとして対処する。

禁止行為の種類	具体例	対応区分
直接勧誘	指導者が他チームの選手・保護者に直接「うちに来ないか」と誘う	重大違反
間接勧誘	保護者を通じて他チームの子どもへの勧誘メッセージを伝える	重大違反
経済的誘引	用具提供・活動費免除等の経済的メリットをちらつかせる	重大違反
集団引き抜き	複数の選手を同時に移籍させることで元チームを実質解体する	悪質・最重大
脅迫的勧誘	「移籍しないと将来のキャリアに影響する」等の圧力をかける	悪質・最重大
保護者圧力	保護者同士の関係性を利用して移籍を誘導する	中程度違反

### 第11条（引き抜きを受けた場合の対応）

選手・保護者が引き抜き行為を受けた場合、以下の対応が可能である。

- 協会事務局への申告（書面・メール・口頭いずれも可。匿名も受付）
- 申告者の個人情報厳重に管理し、加害者に知られることなく調査を行う
- 申告を理由とした不利益取扱い（試合出場機会の剥奪等）を禁止する

## 第5章 冷却期間と審査手続き

### 第12条（申請から承認までの冷却期間）

移籍申請から最終承認まで、以下の冷却期間を設ける。冷却期間の目的は、衝動的・外部圧力による移籍を防ぎ、子ども自身が十分に考える機会を保障することである。

#### 冷却期間：申請受理から承認まで最短30日・最長60日

この期間中、選手は元チームの練習に参加し続けることを原則とする。

冷却期間中に選手本人が申請を取り下げることができる（取り下げは随時・理由不要）。

## 第13条 (審査手続きの流れ)

段階	内容・期限
① 申請書類の提出	所定の移籍申請書・意思確認書・保護者誓約書・証明書類を協会事務局に提出
② 受理・確認	書類の不備確認・受理通知 (受理から7日以内)
③ 元チームへの通知	協会から元チームの代表者・指導者に移籍申請があった旨を通知
④ 冷却期間 (30日)	選手が十分に考える期間。この間に協会は必要に応じて本人面談を実施
⑤ 審査機関による審議	審査機関が申請内容・書類・必要に応じ聴取を行い審議 (受理から45日以内)
⑥ 結果通知	承認・不承認を選手・保護者・元チーム・新チームに書面で通知 (60日以内)
⑦ 登録変更	承認の場合、新チームへの正式登録変更を行う

## 第14条 (申請書類一覧)

書類名	記入者・備考
移籍申請書	保護者が記入・署名。理由欄を詳細に記入すること
選手意思確認書 (必須)	選手本人が自筆で記入・署名。代筆不可
保護者誓約書	保護者が署名。引き抜きがなかったことの誓約を含む
元指導者への申し出確認書	元チーム代表者または指導者が署名 (任意・推奨)
移籍事由証明書	転居・解散・ハラスメント等の事由を証明する公的書類

※「元指導者への申し出確認書」は必須ではないが、提出がある場合は審査において好意的に評価する。元チームへの礼節を示すことは、教育的観点から推奨される行為である。

## 第6章 移籍後の大会出場制限

### 第15条 (出場停止期間)

移籍が承認された場合、以下の出場停止期間を設ける。この規定は「大会目的移籍」を防ぐとともに、新チームでの定着・関係構築を促す教育的意図を持つ。

移籍の事由	出場停止期間
転居・チーム解散・指導体制崩壊	停止なし (ただし移籍承認後の最初の大会から出場可能)

ハラスメント被害による移籍	停止なし (被害者保護を優先)
指導者・保護者間のトラブルによる移籍	停止なし (選手保護を優先)
協会が認めた特別事情	30日 (移籍承認日から)
上記以外の認められた事情	60日 (移籍承認日から)
不正移籍が後に発覚した場合	不正発覚時から6ヶ月～1年。関係する大会結果を無効とする

## 第16条 (大会目的移籍の推定)

以下の状況に該当する場合、大会目的移籍と推定し、協会は移籍申請の審査を厳格に行う。

- 移籍申請日から60日以内に大会が予定されている場合
- 移籍先チームが当該大会において上位進出の実績を有する場合
- 移籍する選手が特定の大会出場に向けた高い競技レベルを有する場合
- 同一指導者が関係する複数チーム間での移籍である場合

※ 上記に該当する場合でも、転居等の正当事由が証明された場合はこの限りではない。

## 第7章 違反に対する制裁・不服申立て

### 第17条 (移籍規定違反に対する制裁)

違反の内容	制裁措置
虚偽の申告による移籍 (選手・保護者)	移籍の取消・当該年度の大会出場停止 (1～6ヶ月)。大会結果の遡及無効。
引き抜き・勧誘行為 (指導者)	指導者資格の停止 (3ヶ月～1年)。悪質な場合は永久取消。
集団的引き抜きによるチーム解体 (指導者)	指導者登録の永久取消・協会除名・法的措置の検討。
保護者による不正勧誘	次年度以降の移籍申請に係る保護者としての関与を制限。
意思確認書の代筆・改ざん	当該移籍の即時取消・関係者への厳重注意。悪質な場合は刑事告訴を検討。

### 第18条 (不服申立て)

移籍申請が不承認となった場合、または制裁を受けた場合、以下の手続きで不服申立てができる。

1. 通知受領から21日以内に、書面で協会事務局に不服申立書を提出する
2. 不服申立委員会 (理事3名以上。審査機関の委員を除く) が審査を行う
3. 申立て受理から35日以内に再審査結果を書面で通知する

4. 不服申立て中は、移籍に係る制裁の執行を一時停止することができる（理事会判断）

## 第8章 教育的支援・救済措置

---

### 第19条（移籍を望む子どもへの支援）

移籍を希望する選手が正当な事由を持つにもかかわらず、手続き上の困難や大人の圧力によって申請できない状況にある場合、協会は以下の支援を行う。

- 選手本人からの直接相談の受付（保護者・指導者の同席なしで可）
- 必要に応じた関係者へのヒアリング・状況確認
- 仲裁・調整の提供（元チームと選手・保護者の間）
- ハラスメント被害が認められる場合はハラスメント防止規程に基づき対処

### 第20条（チームに残る選手への配慮）

移籍が認められた場合であっても、元チームに残る選手への配慮を忘れてはならない。協会は以下を推奨する。

- 移籍する選手が、残る選手・指導者に対して誠実に挨拶・説明を行うこと
- 移籍先チームが元チームとの友好的な関係を維持すること
- 指導者間で引き継ぎ情報（技術・健康状態等）を適切に共有すること

※ これらは義務ではないが、スポーツマンシップおよび人としての礼節として強く推奨する。

### 第21条（チーム崩壊の防止）

指導者による集団的引き抜きや連鎖移籍によってチームが実質的に機能不全に陥った場合、協会は以下の対応を行う。

- 当該チームへの緊急支援の検討（指導者派遣・合同練習の斡旋等）
- 残留選手が大会参加機会を失わないための特例措置の検討
- 引き抜きを行った指導者への最高区分の制裁措置

## 第9章 関係規程との整合

---

### 第22条（小学生連盟との整合）

小学生については、日本小学生バドミントン連盟の規約の趣旨（健全育成・継続的な所属意識の醸成）を踏まえ、本規定を適用する。全国大会等への参加資格については、日小連規定を優先するが、長野県内大会については本規定を適用する。

## 第23条（中体連地域移行との整合）

中学生については、日本中学校体育連盟の地域移行に関する方針（二重登録の禁止・クラブチーム参加の認容）を踏まえ、本規定を適用する。

### 中体連の基本原則（本規定でも採用）

- ・学校部活動とクラブチームの両方での試合出場は認めない（二重出場禁止）
- ・一つの民間クラブから複数チームの同一大会参加は認めない
- ・地域クラブが中体連大会に参加するには、都道府県中体連への登録・認定が必要

## 第24条（日本スポーツ協会ガイドラインとの整合）

本規定における引き抜き行為の禁止・子どもの意思確認の義務・冷却期間の設定は、日本スポーツ協会「スポーツにおけるハラスメント相談窓口設置・運営ガイドライン」および「スポーツ指導者の倫理ガイドライン」の趣旨に準拠する。

# 第10章 附則

---

## 第25条（規定の改廃）

本規定の改廃は、理事会の議決をもって行う。

## 第26条（施行日）

本規定は、令和8年4月1日より施行する。

本規定は令和8年度の登録受付開始に合わせて年度当初（令和8年4月1日）から適用することを当初より予定していたものである。令和8年4月19日の臨時理事会および総会における承認は、同日以前から運用されてきた本規定の内容を正式に確認・承認したものである。

## 第27条（準拠法）

本規定に定めのない事項については、長野県バドミントン協会登録規程、ハラスメント防止規程、および日本バドミントン協会の諸規定に準拠する。

長野県バドミントン協会 理事会 制定  
令和8年4月1日 施行

## 第28条（経過措置）

令和8年4月1日から同年4月19日までの間（周知期間）に発生した違反行為については、警告のみとし、活動制限以上の制裁は行わない。ただし、同期間中に開始され4月19日以降も継続している違反行為、および4月20日以降に新たに発生した違反行為については、本規定に基づく制裁を適用する。

**第29条（既存登録への適用）**

令和8年度の登録手続きを令和8年4月1日以降に行ったクラブ・選手・指導者は、本規定の内容を承諾したものとみなす。

## 【別紙1】 移籍申請書

長野県バドミントン協会 競技委員会 行

申請日	年 月 日
選手氏名	
生年月日	年 月 日生 (学年: 年生)
現所属チーム	
移籍先チーム	
移籍希望日	年 月 日
移籍事由 (○)	① 転居 ② チーム解散 ③ 指導体制崩壊 ④ ハラスメント被害 ⑤ 指導者・保護者間トラブル ⑥ 特別事情
事由の詳細	(具体的に記入)
保護者氏名	(署名)
連絡先	

添付書類チェック欄:

- 選手意思確認書 (本人自筆・署名)
- 保護者誓約書
- 移籍事由証明書類 (転居証明書等)
- 元指導者への申し出確認書 (任意・推奨)

## 【別紙2】 選手意思確認書

この書類は、選手本人が自分の言葉で記入してください。  
保護者・指導者が代わりに書いたものは無効です。

選手氏名（自署）	
記入日	年 月 日

- 移籍を希望する理由を、自分の言葉で書いてください。

（自由記入）

- 今まで所属していたチームへの感謝と、これからのことを書いてください。

（自由記入）

- 新しいチームでの目標を書いてください。

（自由記入）

### 確認事項（以下を読んで、あてはまる場合に○をつけてください）

- この申請は、自分自身で考えて決めたことです。
- 保護者や指導者から「移籍しなさい」と強制されていません。
- 別のチームから「来ないか」と誘われたから移籍するわけではありません。

## 【別紙3】 保護者誓約書

私（保護者）は、今回の移籍申請にあたり、以下の事項を誓約します。

1. 今回の移籍は、子ども自身が自分の意思で決めたことであり、私が強制・誘導したものではありません。
2. 他のチームや指導者から、移籍を勧められたことはありません。また、私が他チームに対して子どもの移籍を打診したことはありません。
3. 移籍後も、元チームおよびその選手・指導者に対して誠実に接します。
4. この申請書に虚偽の記載をした場合、協会の規定に基づく制裁を受けることに同意します。
5. 協会から本人面談・追加確認の求めがあった場合、誠実に協力します。

保護者氏名（自署）	
選手との続柄	
署名日	年 月 日
連絡先（電話）	